

令和 8 年 度

主 要 施 策 の 概 要

令和 8 年 4 月

石 川 県 警 察 本 部

目 次

はじめに	1
第1 石川県警察の現勢	2
1 組織機構	2
(1) 警察本部	2
(2) 警察署	2
2 人員	3
3 機動力	3
(1) 航空機（ヘリコプター「いぬわし」）	3
(2) 船舶	3
(3) 車両	3
第2 令和8年石川県警察運営の指針及び重点目標	4
第3 重点目標に基づく主要施策の概要	5
1 被災地における復旧・復興を支えるための治安対策の推進	5
(1) 被災地での防犯活動及び犯罪検挙の強化	5
(2) 道路の復旧状況に合わせた交通安全施設の整備等	6
(3) 災害対応の教訓等を踏まえた諸対策の推進	6
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	7
(1) 地域の安全安心の確保に向けた取組の推進	7
(2) 地域警察の対応力の強化	8
(3) 子供・女性・高齢者を守る取組の推進	9
(4) 少年の非行防止・保護対策の推進	9
(5) 県民の生活を脅かす生活安全事犯対策の推進	9
3 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進	11
(1) 体制及び人的・物的基盤の強化	11
(2) 社会変化への適応力の強化と迅速的確な捜査の推進	12
(3) 官民連携による各種対策の推進	13
4 県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙	14
(1) 重要犯罪・重要窃盗犯等の徹底検挙	14
(2) 構造的な不正事案の徹底検挙	15
(3) 組織犯罪の徹底検挙	15
(4) 検挙力の強化	17

5	交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備	18
(1)	交通安全意識の醸成	18
(2)	きめ細かな運転者施策による安全運転の確保	20
(3)	道路交通秩序の維持	21
(4)	交通環境の整備	21
6	大規模災害への的確な対処と情勢に即した警備諸対策の推進	23
(1)	災害対策の推進	23
(2)	警備諸対策の推進	24
7	犯罪被害者等支援の充実	26
(1)	犯罪被害者等に寄り添った、きめ細かな支援の推進	26
(2)	途切れない支援の提供と県民の理解の増進	26
8	警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	28
(1)	警察力の充実強化	28
(2)	警察活動の高度化の推進	30
(3)	県民の立場に立った警察活動の推進	30
第4	警察予算	32
1	警察予算の概要	32
2	主要事業	32
(1)	被災地における復旧・復興を支えるための治安対策の推進	32
(2)	犯罪の起きにくい社会づくりの推進	32
(3)	サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進	33
(4)	県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙	33
(5)	交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備	33
(6)	大規模災害への的確な対処	33
(7)	犯罪被害者等支援の充実	33
(8)	警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	33
3	令和8年度当初予算 警察本部主要事業の概要	34
第5	令和7年度取組の成果・課題	36
第6	各種統計資料（令和7年）	40
1	警務部関係	40
2	生活安全部関係	41
3	刑事部関係	44
4	交通部関係	49

はじめに

近年、サイバー空間は社会経済活動が営まれる重要かつ公共性の高い空間へと変貌を遂げ、また、技術革新や少子高齢化の進展が社会に大きな変革をもたらすなど、社会情勢が目まぐるしく変化を続ける中、これら様々な要素が複雑に絡み合っ て治安情勢に影響を与えている。

県内はもとより、全国的に匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺^(注)をはじめ、組織的窃盗・盗品流通事犯等に関与し、治安対策上の脅威となっている。また、サイバー事案、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案及び児童虐待は後を絶たず、高齢者等が被害に遭う交通死亡事故が発生している。加えて、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨では甚大な被害が発生するなど、治安情勢は依然として予断を許さない状況にある。

県警察では、このような治安情勢の変化を踏まえて、組織運営の最適化を図るとともに、被災地の復旧・復興を支えるための治安対策を推進するなど、直面する治安課題に的確に対処することにより、安全で安心して暮らせる石川を実現させ、県民の期待と信頼に応えていくため、令和8年石川県警察運営の指針を、

「県民の期待と信頼に応える力強い警察

～安全で安心して暮らせる石川の実現～」

としたものである。

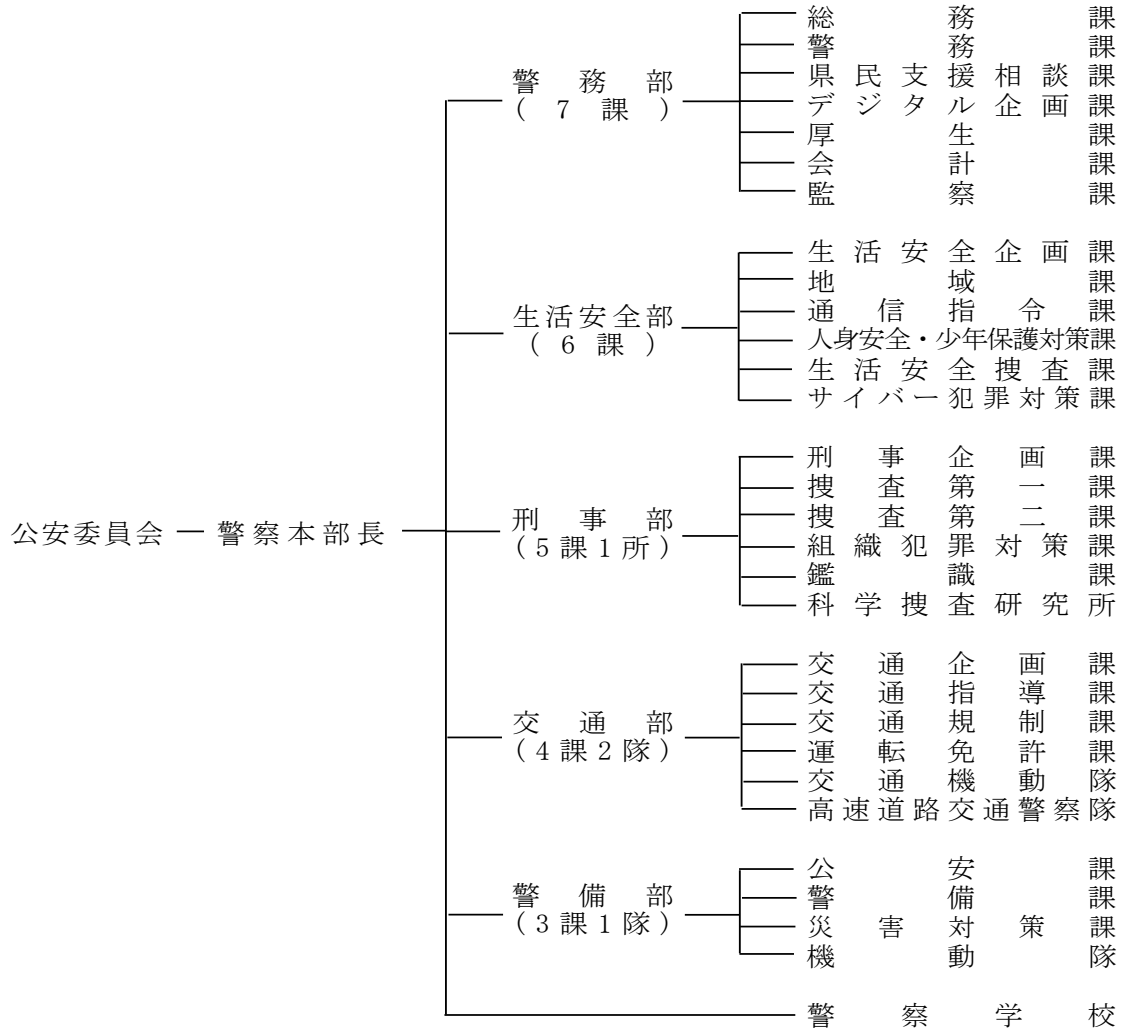
(注) 令和8年3月31日までは、特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺は別の類型とされていたところ、令和8年4月1日から、SNS型投資詐欺及びSNS型ロマンス詐欺はそれぞれ特殊詐欺の手口の一つとされることになった。本主要施策の概要は、昨年度までの治安情勢等を踏まえて策定していることから、以下本文中では、特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺を別の類型として表記する。

第1 石川県警察の現勢

1 組織機構

(1) 警察本部

(令和8年4月1日現在)



(2) 警察署

(令和8年4月1日現在)

署別	金沢中	金沢東	金沢西	大聖寺	小松	能美	白山	津幡	羽咋	七尾	輪島	珠洲	12署計
下部組織													
交番	16	12	8	4	5	2	7	4	2	3	2		65
駐在所	3	2	1	7	8	4	10	2	16	17	15	16	101
空港警備派出所					1						1		2
連絡所				1				3					4
合計	19	14	9	12	14	6	17	9	18	20	18	16	172

注：輪島警察署の駐在所については、季節駐在所である舳倉島駐在所を含む。

2 人員

警察法第55条以下の定めにより、次のとおり職員を置いている。

- 警察法第57条に定める地方警務官は、8人
- 警察法第57条及び石川県警察職員定数条例に定める地方警察職員は、警察官1,980人及び警察行政職員379人（計2,359人）

【警察職員定数の推移】

（各年4月1日現在）

区 分	平29	平30	平31	令2	令3	令4	令5	令6	令7	令8
警 察 官	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,980
増 減	+8	0	0	0	0	0	0	0	0	+3
警 察 行 政 職 員	327	327	327	327	327	327	327	327	328	329
増 減	0	0	0	0	0	0	0	0	+1	+1
計	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,305	2,309
増 減	+8	0	0	0	0	0	0	0	+1	+4

注：警察官は条例定数、警察行政職員は予算定数である。

3 機動力

（令和8年4月1日現在）

(1) 航空機（ヘリコプター「いぬわし」）

機 種	ベル社製	ベル式429型
性 能	巡航速度	200km/h
	航続距離	約 400km
	航続時間	約 2.0時間
	最大全備重量	3,402kg
	座席数	最大 8席

(2) 船舶

船 名	配置先	概 要					
		配置年月	定 員	船 質	船 型	長 さ (m)	総トン数 (トン)
いしかわ	七 尾	平16.2	11	アルミ合金	V型	18.20	19

(3) 車両

車 種 別		保 有 台 数	
四 輪 車	パトカー	警ら用	35
		小型警ら用	158
		交通用	31
	交通事故処理車	21	616
	指揮用車	30	
	捜査用車	167	
	輸送車	30	
その他	144		
二 輪 車	白バイ	29	49
	バイク	20	
合計		665	



運営の指針

県民の期待と信頼に応える力強い警察
～安全で安心して暮らせる石川の実現～

重点目標

- **被災地における復旧・復興を支えるための治安対策の推進**
- **犯罪の起きにくい社会づくりの推進**
- **サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進**
- **県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙**
- **交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備**
- **大規模災害への的確な対処と情勢に即した警備諸対策の推進**
- **犯罪被害者等支援の充実**
- **警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進**

第3 重点目標に基づく主要施策の概要

1 被災地における復旧・復興を支えるための治安対策の推進

令和8年度取組の設定趣旨

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により、能登地方を中心に県内で甚大な被害が発生し、被災地では復旧・復興が進められている。

そのような中、被災地において犯罪や交通環境の変化による交通事故が発生しており、被災地における治安の確保は喫緊の課題となっている。

県警察では、引き続き、きめ細かなパトロール活動や各種広報等による犯罪抑止、迅速・的確な初動捜査、発生状況の分析等による早期検挙、関係機関との連携による復興事業への暴力団等の介入阻止を推進するとともに、被災者のニーズに沿った交通安全活動や、被災地における道路の復旧状況に合わせた交通安全施設の整備、災害対応の反省・教訓を踏まえた諸対策等、被災地の復旧・復興を支えるための治安対策を一層推進する必要がある。

(1) 被災地での防犯活動及び犯罪検挙の強化

ア きめ細かなパトロール活動の推進

被災地における犯罪抑止や交通環境の変化による交通事故抑止など、被災地の安全・安心を確保するため、地域警察官による各種立寄りや地域住民への声掛けなどを中心に、きめ細かなパトロール活動を推進する。

イ 各種広報等による犯罪抑止活動の推進

仮設住宅等をはじめとした住宅における施錠等の呼び掛け、悪質商法への注意喚起等の防犯情報を自治体、防犯ボランティア団体が運営する防犯ネットワークや防犯講習、SNS、メール等の各種広報媒体を活用して地域住民に提供するなど、被災地における犯罪抑止活動を推進する。

ウ 迅速的確な初動捜査や発生状況の分析等による徹底検挙

被災地で犯罪が発生したときは、迅速的確な初動捜査を行い、また、発生状況や手口を的確に分析して被疑者を割り出し、検挙するなど、被災地における犯罪の徹底検挙を図る。

エ 復興事業への暴力団等の介入阻止

暴力団等の動向把握、取締りの徹底に加え、自治体、建設業、廃棄物処理事業等の関係機関・業界団体との情報共有や暴力団排除に関する指導・要請を行うなど、連携を強化し、復興事業への暴力団等の介入阻止を推進する。

(2) 道路の復旧状況に合わせた交通安全施設の整備等

ア 被災者のニーズに沿った交通安全活動の推進

被災地における交通の安全を確保するため、被災者のニーズをくみ取りつつ、仮設住宅等を対象とした交通安全講習や、復旧工事が行われている箇所での交通誘導など、被災地の交通環境や復旧・復興の状況に応じた交通安全活動を推進する。

イ 被災地における道路の復旧状況に合わせた交通安全施設の整備

被災地の道路復旧状況や地域住民の生活実態を的確に把握し、変化する交通環境に合わせながら、交通の安全と円滑に資する信号機や道路標識等の交通安全施設の整備を推進する。

(3) 災害対応の教訓等を踏まえた諸対策の推進

ア 地域の特性を踏まえた災害対応態勢の確立

地域によって浸水害、土砂災害、道路損壊等による集落の孤立等、想定される事象が異なることから、いかなる地域においても迅速的確に救出救助等の活動ができるよう、平素から地域の特性・実情に応じた対応態勢を確立する。

イ 地域の防災力を高めるための訓練等の推進

災害発生時、応援部隊が被災地に到着するまでに、被災地警察署の職員が関係機関や地域住民等と連携して救助等の活動を行うことができるよう、警察署が中心となって地域住民訓練等を推進するなど、地域の防災力向上を図る。

ウ 災害対応に係る拠点機能の強化

県内の警察施設について、災害発生に伴うライフライン途絶時においても災害対応拠点としての機能を維持できるよう、衛星携帯電話の整備や非常用食糧の備蓄等を一層充実させるなど、拠点機能の強化を図る。

2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

令和8年度取組の設定趣旨

県内の刑法犯認知件数は、平成15年のピーク時と比べ、3分の1程度にまで減少しているものの、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害件数・被害額は大きく増加し、幅広い年齢層に被害が及んでいる。

また、配偶者からの暴力事案及び児童虐待事案の相談件数等は高水準で推移しているほか、ストーカー事案は後を絶たず、さらには、インターネットを利用した児童ポルノ事犯が依然として発生している。

このような状況の中で、県民を特殊詐欺等をはじめとする犯罪から守り、また、犯行に加担させないことに加え、子供・女性・高齢者の安全を確保するためには、自治体、関係機関・団体、防犯ボランティア等との連携の下、地域の犯罪情勢に即した街頭活動、多様な防犯ネットワーク等を活用した広報啓発活動、少年の非行防止や保護対策、女性の安全確保に向けた取組、高齢者の犯罪被害防止に向けた取組等を推進するとともに、安全で安心なまちづくりのための地域の自主的な取組を支援するなど、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する必要がある。

(1) 地域の安全安心の確保に向けた取組の推進

ア 地域の情勢に即した犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を分析し、多発している犯罪や住民が不安に感じる犯罪等を抑止するため、パトロール、立ち寄り警戒、パトカーでのマイク広報等の「見える・見せる・呼びかける」活動を推進する。

イ 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の推進

テレビ、新聞、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用した、幅広い世代に行き渡るような広報啓発活動を実施するとともに、特殊詐欺等撲滅指導官^(注1)やいしかわ詐欺ゼロ広報キャスター^(注2)等と連携した活動により、県民の特殊詐欺被害防止意識の向上を図る。

また、国際電話の利用休止、通話録音警告機の普及促進等の固定電話対策、セキュリティアプリの周知等の携帯電話対策及び金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策を推進する。

(注1) 地域コミュニティで中心的存在となっているボランティアの方を委嘱しており、自らが培った経験やネットワーク、インターネット等を通じた幅広い情報発信等を行うことにより特殊詐欺等の被害防止を図っている。

(注2) 地元民放テレビ局アナウンサーを委嘱しており、SNS、ニュース等のメディアを通じた特殊詐欺等の被害防止を図っている。

ウ 適時適切な防犯情報の提供

地域住民等に対し、凶悪事件発生時等における緊急の情報提供を行うほか、特殊詐欺、窃盗、子供に対する声掛け事案等に関する防犯情報を適時適切に提供する。

エ 厳正かつ適正な許可等事務の推進

各種申請・相談への適切な対応、法令に基づく適正な事務処理を行うとともに、法令違反に対しては、適切な行政指導・処分を行うなど、厳正かつ適正な許可等事務を推進する。

(2) 地域警察の対応力の強化

ア 地域警察官の職務執行力の強化

不審者への職務質問や、自転車等を含めた交通指導取締り等の街頭活動における地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問技能の向上を目的とした、職務質問技能指導者による同行指導等の実践的な教養を推進する。

イ 地域警察活動における安全確保に向けた取組の推進

装備資機材の高機能化、複数勤務体制の推進及び実戦的訓練の実施に加え、各種防犯設備の設置による交番等のセキュリティ強化等、地域警察活動における安全確保に向けた取組を推進する。

ウ 初動警察活動の強化

重大事案や大規模災害を想定した初動対応訓練を推進するとともに、令和8年3月に更新した通信指令システム^(注1)や既存の高度警察情報通信基盤システム^(注2)、110番映像通報システム^(注3)等を有効活用することにより、初動警察活動における事案対応能力の強化を図る。

(注1) 110番通報者の情報から必要な地図を表示する地図自動検索システムや被疑者の早期検挙を図る緊急配備システム等、110番通報に対して円滑な通信指令業務を支援する各種システムの総称をいう。

(注2) 110番事案情報表示機能、画像・映像伝送機能、多言語翻訳機能等を搭載したスマートフォンやタブレット端末等による移動通信システムをいう。

(注3) 110番通報者がスマートフォン又はタブレット端末を通じて、事件・事故等の映像や画像を送信できるシステムをいう。

(3) 子供・女性・高齢者を守る取組の推進

ア 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対処

ストーカー・DV・児童虐待事案等の人身安全関連事案を認知した場合は、警察本部と警察署が情報を共有し、生活安全部門、刑事部門等が連携して事案の危険性・切迫性を見極めて迅速・的確に対処するとともに、関係機関と緊密に連携した被害の未然防止・拡大防止を図る。

イ 通学路等における安全対策の推進

通学路等における警戒活動等を推進するとともに、地域住民等に不審者情報等の共有及び提供を行い、関係機関・団体等と連携した被害防止活動を推進する。

ウ 先制・予防的活動の推進

子供・女性を対象とした声掛け事案等^(注)の行為者に対する積極的な指導・警告を行うなど、先制・予防的活動を推進する。

(注) 声掛け、つきまとい、容姿等の写真撮影、卑わいな言動等の迷惑行為をいう。

(4) 少年の非行防止・保護対策の推進

ア 「非行少年を生まない社会づくり」の推進

学校における非行防止教室・薬物乱用防止教室等の開催、いじめ問題への的確な対応、少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援活動等により、少年の規範意識を醸成し、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

イ 少年事件対策の推進

学校等の関係機関と連携の上、少年の特性に配慮した迅速・適正な事件捜査・調査の推進により、少年の健全育成を図る。

ウ 福祉犯の取締りと有害環境対策の推進

SNS等インターネットの利用が児童にも広まる中、福祉犯被害を防止するため、児童を性的対象とした児童ポルノ・児童買春事犯等を取り締まるとともに、児童・保護者に対する広報啓発活動を実施するなど、有害環境対策を推進する。

(5) 県民の生活を脅かす生活安全事犯対策の推進

ア 社会情勢に即した生活経済事犯対策の推進

インターネット上における経済取引が普及する中、悪質・巧妙化する生活経済事犯^(注)については、被害が拡大しやすいことを念頭に置き、関係機関と連携して事案の把握や早期事件化に努めるとともに、金融機関に対する口座凍結依頼等の犯行ツール対策や犯罪収益の剥奪に向けた取組を推進する。

(注) 利殖勧誘や特定商取引、ヤミ金融等の消費者取引の安全・安心を阻害する事犯、環境や保健衛生等の国民の健康や環境に対する事犯、商標権や著作権等の知的財産権侵害事犯等をいう。

イ 繁華街等における悪質な風俗関係事犯対策の推進

繁華街等における風俗営業の実態把握を推進し、悪質な客引き、違法営業、売春等の悪質な風俗関係事犯の取締りにより、善良で清浄な風俗環境を保持する。

3 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

令和8年度取組の設定趣旨

サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、国民生活や社会経済活動を支える基盤となるなど、あらゆる場面で実空間との融合が進んでいる。

全国的に、生成AI等の高度な技術を悪用した事案やランサムウェア被害が発生しているほか、フィッシング被害等に伴うクレジットカード不正利用被害やインターネットバンキングに係る不正送金被害の発生が依然として高水準で推移していることに加え、インターネット上では規制薬物の広告等の違法情報や強盗の請負等の有害情報が氾濫するなど、匿名性を悪用した事案が相次いで発生しており、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

このような脅威に的確に対処するには、警察職員全体のサイバー事案への対処能力を向上させるとともに、高度で専門的な知識及び技術を有する人材の確保・育成に係る取組をより一層推進するほか、情報の集約や分析等に係る捜査支援体制等を充実させるなど、人的・物的基盤を強化する必要がある。

また、サイバー事案に対しては、関係部門が連携して迅速的確な検挙や被害の拡大防止に資する犯行手口等の実態解明に取り組むとともに、大学、民間企業、関係機関・団体等との連携強化による産学官の知見や情報を活用した広報啓発活動等を行い、サイバー事案による被害防止を図るなど、安全で安心なサイバー空間の確保に向け、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進する必要がある。

(1) 体制及び人的・物的基盤の強化

ア サイバー空間の脅威に対処するための体制の構築

サイバー事案は、地理的な制約を受けないことや、高度な技術が用いられるなどの特性があることから、こうした事案に適切に対処するため、サイバー部門において他部門への捜査支援体制を構築し、部門間連携を一層強化する。

イ 優秀な人材の確保及び育成

情報処理技術に関する知識・素養や国際的な感覚に秀でた多様な人材の採用及び育成を全ての部門が一体となって行い、そのキャリアパスを管理する。

特に人材育成に関しては、民間の知見を活用するほか、高度な教養機会の確保に向けた環境整備を推進するとともに、捜査員・技術者の垣根を越えた人的交流、知見の共有を促進し、捜査と技術の両方に精通した人材層の充実を図る。

ウ 警察職員全体の対処能力の向上

サイバー事案に関する多様な相談等に適切に対応するため、警察組織全体としてサイバー・デジタル分野に係る能力の向上を教養の根幹に位置付け、全ての警察職員のサイバー事案対処能力の向上に向けた取組を推進する。

エ 資機材の充実強化

サイバー事案への対処に必要な解析用資機材等を整備・高度化する。

(2) 社会変化への適応力の強化と迅速的確な捜査の推進

ア 実態把握と社会変化への適応力の強化

新たなサービスや技術の開発等により急速に変化する情勢に対処するため、平素から情報の収集・分析に努め、当該変化を早期かつ的確に把握するとともに、広報啓発等を通じた通報・相談しやすい気運の醸成や環境整備等を推進する。

また、国家を背景とするサイバー攻撃等、高度な技術を悪用したサイバー攻撃への対策においては、攻撃者の検挙に向けた捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータ等を解析し、その結果や捜査の過程で得た情報を総合的に分析するなどして攻撃者及び手口に関する実態解明、未然防止対策等を推進する。

イ 部門間連携の推進

高度な情報技術が悪用され、組織的に敢行されるサイバー事案に対しては、関係部門が連携して、犯行手口や組織的なつながり等の解明を推進するとともに、相談受理・情報共有体制の構築、サイバー部門による技術支援の実施、事業者等との関係構築における協調等、警察の総合力を発揮するための部門間連携を推進する。

ウ 国際連携の推進

国境を越えて敢行されるサイバー事案に適切に対処するため、国際捜査を見据えた迅速的確な初動捜査を徹底する。

エ 匿名性の打破に向けた取締りの推進

匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織は、サイバー空間の匿名性を悪用して検挙を免れようとするため、匿名性を打破するための捜査情報の集約、横断的・俯瞰的な分析を徹底して行い、主犯格の検挙に向けた取締りを推進する。

(3) 官民連携による各種対策の推進

ア 産学官の知見等を活用した対策の推進

一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)や学術機関等と連携し、産学官の情報や知見を活用したサイバー事案に係る取締り及び被害防止対策を推進する。

イ 民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進

サイバー事案による被害を防止するには、社会全体における対策が重要であることから、民間事業者・団体等と連携した効果的な広報啓発活動等を推進する。

ウ 民間事業者等と連携した犯罪インフラ対策の推進

新たなサービスや技術が犯罪インフラとして悪用されることを阻止するため、民間事業者等において必要な対策が行われるよう、被害実態の情報提供等を通じた働き掛けを推進するなど、各事業者等との信頼関係の構築に努める。

エ 地域において活動する多様な主体との連携

地域社会全体のサイバーセキュリティの水準を向上させるため、サイバー防犯ボランティアや学校等と連携し、サイバーセキュリティ人材の育成やサイバー防犯活動等を推進する。

4 県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙

令和8年度取組の設定趣旨

令和7年中、県内では特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額が過去最悪となり、幅広い年齢層に被害が拡大するなど極めて深刻な情勢となっている。

また、殺人や強盗等の凶悪事件が発生しているほか、外国人犯罪グループ等による組織的な侵入窃盗、金属窃盗事件が相次いで発生するなど、これら県民生活に不安を与える犯罪が体感治安悪化の要因の一つとなっている。

さらに、匿名・流動型犯罪グループが、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に加え、組織的窃盗・盗品流通事犯、薬物事犯等に関与し、全国的にも治安対策上の脅威となっており、同グループに対する戦略的な取締りと実態解明を強力に推進する必要がある。

一方、暴力団情勢を見ると、分裂後の山口組関係団体が対立抗争を継続し、予断を許さない情勢にあることに加え、県内でも暴力団が災害復興事業に絡む事件等を敢行するなど、依然として県民に不安を与えている。

このほか、贈収賄事件や悪質な公職選挙法違反事件等を摘発することで、政治・行政の公正を確保し、県民の期待に応える必要がある。

これら県民の生活の安全を脅かす犯罪や不正に対しては、的確な捜査指揮・管理、適正な取調べによる緻密な捜査を徹底するとともに、初動捜査における迅速・的確な客観証拠の収集、科学技術の活用、捜査支援分析体制の充実等によって県警察全体の検挙力及び事態対処能力を強化し、徹底検挙する必要がある。

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯等の徹底検挙

ア 殺人、強盗等の凶悪事件をはじめとする重要犯罪の徹底検挙

(ア) 迅速的確な初動捜査の実施

重要事件発生時には、最大限の捜査員を投入するなど、早期に捜査体制を確立し、迅速的確な初動捜査を展開して被疑者の検挙を図る。

(イ) 未解決重要事件捜査の推進

未解決重要事件に係る捜査情報、鑑定資料等を継続的に精査するとともに、最新の科学技術を活用し、被疑者の検挙に向けた捜査を推進する。

イ 重要窃盗、組織的窃盗事件の徹底検挙

侵入窃盗等重要窃盗、組織的窃盗事件については、発生状況等の分析や他の都道府県警察との連携強化により早期検挙を図るとともに、組織的窃盗、盗品流通事犯にあっては、実行犯の検挙にとどまらず、上位被疑者や盗品流通経路に介在する悪質な関係者の徹底検挙を図る。

ウ 特殊事件に対する対応力の強化

身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件に対する各種訓練を実施し、対処能力や指揮能力の向上を図る。

エ 適正な死体取扱業務の徹底

犯罪死を見逃すことのないよう、検視官による現場臨場や、映像伝送装置による現場状況等の確認を行うとともに、死体取扱業務従事者に対する計画的な指導教養を実施するなど、緻密かつ適正な死体取扱業務の徹底を図る。

(2) 構造的な不正事案の徹底検挙

ア 贈収賄事件をはじめとする政治・行政をめぐる不正の追及の強化

贈収賄や悪質な選挙違反をはじめとする政治・行政をめぐる構造的不正の追及を強化し、公務員犯罪、官製談合事件等の積極的な検挙活動を推進する。

イ 金融・企業犯罪をはじめとする経済をめぐる不正の追及の強化

金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、財政侵害事犯等の経済的不正の追及を強化し、社会・経済に潜む不正をただすための捜査を推進する。

(3) 組織犯罪の徹底検挙

ア 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進

(ア) 暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組の推進

暴力団対策法^(注)及び暴力団排除条例を効果的に運用し、暴力団犯罪の徹底検挙や資金源の遮断に努めるとともに、県民の安全確保を図りながら暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を推進する。

(注) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(イ) 犯罪収益の剥奪に向けた取締りの徹底

暴力団関係の捜査に当たっては、犯罪の検挙にとどまることなく、組織的犯罪処罰法^(注1)や麻薬特例法^(注2)等各種法令を適用した起訴前の没収保全措置等を活用するとともに、暴力団対策法に基づく指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及を見据え、捜査当初から必要な証拠を収集するなど、犯罪組織の資金源の遮断及び犯罪収益の剥奪を徹底する。

このほか、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会を捉えて犯罪収益の剥奪に資する措置を講ずる。

(注1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

(注2) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

イ 匿名・流動型犯罪グループに対する実態解明及び戦略的な取締りの強化

匿名・流動型犯罪グループの取締りに当たっては、犯罪の取締り等を主管する各部門が主体となって取り組むとともに、関係部門間の連携を強化し、部門横断的な情報共有、実態解明を徹底する。

また、資金獲得活動に着目した取締りにより、同グループに対して効果的に打撃を与えるとともに、組織的犯罪処罰法等の積極的な適用により犯罪収益の剥奪を推進する。

ウ 薬物・銃器犯罪の徹底検挙及び薬物乱用防止対策の推進

薬物密売組織及び末端乱用者の取締りを徹底し、違法薬物の供給の遮断及び需要の根絶を図るとともに、若年層に浸透する大麻をはじめとした薬物の乱用防止に関する広報啓発活動を推進し、規範意識の醸成を図る。

また、税関、海上保安庁等の関係機関と連携した薬物・銃器犯罪の取締りを推進する。

エ 来日外国人犯罪の徹底検挙

来日外国人犯罪に的確に対応するため、来日外国人犯罪組織に関する情報の収集・分析による実態解明を図るとともに、関係機関と連携し、悪質・重大な犯罪や犯罪インフラ事犯^(注)の取締りを推進する。

(注) 犯罪を助長し、又は容易にする基盤をいい、来日外国人犯罪に係るインフラ事犯には、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長等がある。

オ 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺事件の徹底検挙

(ア) 犯行グループの徹底検挙

被害認知時には「特殊詐欺等対策プロジェクトチーム」の効果的な運用等による初動捜査を推進し、受け子等の検挙を徹底するとともに、押収資料の分析、各部門の垣根を越えた積極的な情報収集等により、犯行グループの実態解明、犯行拠点の摘発及び組織の中核被疑者の検挙を図る。

(イ) 犯行ツール対策の推進

犯行に利用される携帯電話、預貯金口座等犯行ツールの供給を遮断するとともに、被害届及び被害相談の受理時には、迅速な携帯電話事業者に対する犯行使用電話の契約者確認要求や、当該電話に対する積極的な警告の実施等により、犯行ツールの無力化と犯行グループの弱体化を図る。

また、犯行グループに対してレンタル電話、電話転送サービス等を提供したり、詐取した電子マネー等の転売、買取等を行っている悪質な業者に関する情報収集に努めるとともに、取締りの強化を図る。

(4) 検挙力の強化

ア 緻密かつ適正な捜査の徹底

法と証拠に基づく緻密かつ適正な捜査の徹底を図るため、取調べに過度に依存することなく、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進等、捜査幹部による的確な捜査指揮及び捜査管理を徹底する。

また、捜査幹部や捜査実務を担う捜査員に対し、客観証拠の確実な収集、証拠の価値の適正な評価、先入観を排した裏付け捜査の徹底、「警察捜査における取調べ適正化指針^(注)」や取調べの録音・録画制度に基づく取調べの一層の適正化の推進、通信傍受の有効かつ適正な実施等、適正捜査に関する専門的な教養・訓練を推進する。

(注) 平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、国家公安委員会によって決定された「警察捜査における取調べの適正化について」に基づき、警察庁において、警察が当面取り組むべき施策をとりまとめたもの。

イ 初動捜査における的確な客観的証拠の収集及び鑑識資料の適正な保管・管理の徹底

初動捜査において、客観証拠は極めて重要であることから、事件認知直後の犯罪現場等においては、捜査・鑑識・科学捜査・捜査支援の各部門が一層の連携を図るとともに、直ちに現場に臨場し、最も効果的な方法による客観証拠の収集を徹底する。

また、公判を見据えて鑑識資料の押収過程を明確にし、汚染や異物混入の防止等、保管・管理を徹底して誤鑑定を防止を図る。

ウ 先端科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化等に対応するため、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術の活用を推進する。

エ 効果的な捜査支援分析業務の推進

犯罪情勢及び各種犯罪関連情報を総合的に分析・処理し、その結果を捜査員に迅速に提供するなど、事件の早期解決に資する効果的な捜査支援分析業務を推進する。

また、捜査支援に関するシステム等の開発及び資機材の整備を推進する。

5 交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備

令和8年度取組の設定趣旨

県内の交通事故情勢をみると、交通事故の発生件数、死者数及び負傷者数は長期的には減少傾向で推移しているものの、近年ではその減少が鈍化し、下げ止まり傾向を示しているほか、次代を担う子供が犠牲となる交通事故の発生や、死者数に占める高齢者の割合が高いなど、依然として予断を許さない状況にある。

また、令和8年4月1日から自転車等軽車両の一定の交通違反に対する交通反則通告制度が開始されること、自転車の乗車用ヘルメットの着用を含め、これまで以上に自転車等の安全利用を広報啓発する必要があるほか、ペダル付き電動バイク等の新たなモビリティへの対応、県内自治体における自動運転バスの実用化に向けた公道実証実験の実施など、道路交通を巡る情勢は大きく変化しようとしている。

このような情勢に的確に対処するためには、自治体、関係機関・団体等と連携し、歩行者や自転車利用者に対する交通安全教育や交通安全活動を推進することに加え、交通事故発生状況等の分析結果に基づき、交通事故多発地点・路線等における集中的な警戒活動、飲酒運転等の悪質・危険な違反に対する取締りを強力に実施する必要がある。

また、道路交通環境の変化を的確に把握し、交通実態に即した交通規制を実施するとともに、バリアフリー対応型信号機、信号灯器LED化等の交通安全施設の整備を推進し、生活道路や通学路における歩行者等の安全通行を確保するなど、交通事故抑止対策の更なる充実強化と実態に即した交通環境の整備を図る必要がある。

(1) 交通安全意識の醸成

ア 交通安全教育及び交通安全活動の推進

(ア) 交通安全教育の推進

交通安全教育指針^(注)を基準として、教育を受ける者の年齢や、心身の発達段階、通行の態様に応じた体系的な交通安全教育を推進する。

(注) 平成10年国家公安委員会告示第15号。道路交通法第108条の28の規定に基づいて定められた交通安全教育に関する指針

(イ) 交通安全活動の推進

交通事故防止の徹底を図るため、県民一人一人が交通ルールの遵守と良識ある交通マナーを実践するよう、自治体、関係機関・団体と連携し、県民総ぐるみで石川県交通安全県民運動を推進して、交通安全思想の普及・浸透を図る。

特に歩行者が被害に遭う交通事故を抑止するため、「歩行者優先！「チェック・ストップ・横断歩道」をキャッチフレーズに、運転者に「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するなどの交通マナーの実践を呼び掛けると

ともに、横断歩道を横断する場合の歩行者と運転者双方の合図の励行といった安全行動について各種広報啓発活動を推進する。

イ 高齢者と子供の交通安全の確保

(ア) 高齢者の交通安全の確保

高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響を理解させ、高齢者が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、運転免許を保有していない高齢者を含め、シミュレーター等の各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

また、車両の直前直後を横断するなど歩行者側の法令違反に対しては、交通安全アドバイスカード^(注)を活用した街頭指導を推進する。

(注) 歩行者にみられる危険な行動を明記したカードで、交通事故に遭う可能性のある危険な行動をとる歩行者を認めた場合に、その場で指導（アドバイス）を行うために活用するものをいう。

(イ) 子供の交通安全の確保

学校等と連携し、登下校時における児童等の保護誘導活動やパトカーの赤色灯を活用した警戒活動を推進する。また、歩行者及び自転車利用者として必要な知識・技能を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育を推進する。

ウ 制度を踏まえた自転車等の良好な交通秩序の実現

電動キックボードやペダル付き電動バイク等の新たなモビリティや自転車について、自治体、関係機関・団体等と連携し、通行ルール等の周知徹底を図るとともに、自転車指導啓発重点地区・路線^(注1)を中心に指導取締りを実施する。特に、令和5年4月から全ての年齢層において自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことや、本年4月から16歳以上の者による自転車の交通違反に対し交通反則通告制度が導入されたことなどを踏まえ、自治体、教育委員会、学校、自転車関連事業者等と連携し、「自転車安全利用五則」^(注2)を活用するなど、自転車通行ルール等の周知や乗車用ヘルメットの着用促進を図る。

(注1) 自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望等を踏まえ、駅周辺や通学路等の自転車の通行量が多い県内7地区26路線（令和7年1月末現在）を指定

(注2) 「車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先」、「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」、「夜間はライトを点灯」、「飲酒運転は禁止」、「ヘルメットを着用」を内容とし、自転車の通行ルールの広報啓発に当たって活用する基本的事項をいう（令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）。

エ 飲酒運転の根絶

飲酒運転の危険性や交通事故の実態等について、自治体、関係機関・団体と連携して積極的な広報啓発を推進するとともに、安全運転管理者による運転前後におけるアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認の徹底や自転車の酒気帯び運転に対する罰則等の周知を通じ、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の更なる向上を図る。

(2) きめ細かな運転者施策による安全運転の確保

ア 運転者教育の充実

運転免許証の更新時講習や交通違反行為により一定の基準に達した者、行政処分の基準に該当した者に対する講習等をそれぞれの趣旨に応じた内容で適正に実施するとともに、個別的・具体的な交通事故事例による運転時の注意喚起を行うなど、運転者の安全意識の向上を図る。

イ 高齢運転者対策の推進

高齢者が運転免許証を更新する際に受検・受講が必要な認知機能検査、高齢者講習、運転技能検査等について、引き続き適正かつ効率的な運用に努める。

また、加齢に伴う身体機能の低下等、運転に不安を覚える高齢者に対し、安全運転の継続に必要な指導や助言を行うとともに、運転免許証自主返納制度やサポートカー限定免許制度について丁寧な説明を行い、制度の幅広い周知を図る。加えて、専用相談ダイヤル「#8080（シャープハレバレ）」^(注)の更なる周知と利便性の向上に努め、相談体制の充実を図る。

(注) 加齢に伴う身体機能の低下のため、自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーやその御家族、身体の障害や一定の症状を呈する病気等による症状のため自動車等の安全な運転に支障のある方等向けの安全運転相談ダイヤル

ウ 様々な運転者へのきめ細かな対策の推進

悪質・危険な運転者を道路交通の場から早期に排除するため、迅速かつ確実な行政処分の執行に努めるほか、安全な運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等の疑いがある者を把握した場合は、臨時適性検査等を確実に実施するとともに、その結果に応じた適切な対応を推進する。

また、身体の障害や一定の病気等により安全な運転に支障がある者等からの相談に適切に対応するため、専門的知識を豊富に有する医療系職員を効果的に活用するほか、担当職員のスキルアップを継続するなど、相談受理体制の充実・強化を図る。

(3) 道路交通秩序の維持

ア 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

地理情報システム（GIS）^{（注）}の活用等による交通事故分析に基づいた交通指導取締りを実施するとともに、交通事故が増加する通勤・通学時間帯・路線、薄暮時間帯、夜間における街頭活動を強力に推進する。

また、悪質性・危険性が高い飲酒運転、無免許運転のほか、横断歩行者等妨害等の交差点関連違反、速度超過等の交通事故に直結する違反等を重点に、交通事故抑止に資する取締りを推進する。

さらに、妨害運転や暴走族による暴走行為等の悪質・危険な運転行為に対しては、あらゆる法令を駆使した厳正な取締りを推進する。

（注） 「Geographic Information System」の略で、統計情報等様々な情報を地図に表示し、分析・解析を円滑に行う仕組みをいう。

イ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査

客観的な証拠に基づいた緻密で科学的な交通事故事件捜査を推進する。

特に、重大・悪質な事故事件については、発生直後から警察本部と警察署が連携し、公判を見据えた組織的かつ重点的な捜査を推進する。

また、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過等が疑われる交通事故については、より罰則の重い危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査を推進する。

(4) 交通環境の整備

ア 交通実態の変化等に即した交通規制の推進

道路整備、地域開発、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な安全対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制については、地域の交通実態や交通事故発生状況等の調査・分析を行い、地域住民等の意見を踏まえ、計画的な点検・見直しを推進する。

イ 重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設等の整備

将来にわたって必要な交通安全施設等の維持管理・更新等を着実に推進するため、その整備状況を把握・分析した上で、中長期的視点に立った老朽施設の更新、施設等の長寿命化対策の実施、交通環境の変化により効果が低下した施設等の撤去等を推進する。

ウ 生活道路、通学路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

生活道路等における歩行者等の安全な通行を確保するため、道路管理者と連携し、ゾーン30プラス^{（注）}の整備を推進するとともに、通学路における合同

点検で抽出された対策必要箇所について速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め等の交通規制を推進する。

また、交通安全施設の整備や交通指導取締り、ボランティアと連携した保護誘導活動等、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

(注) 区域(ゾーン)を定めて、最高速度30キロメートル毎時の速度規制と、車両の速度を物理的に低下させるためのハンプや狭さくといった物理的デバイスを組み合わせて、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制する交通安全対策をいう。

6 大規模災害への的確な対処と情勢に即した警備諸対策の推進

令和8年度取組の設定趣旨

近年、全国各地で地震、大雨、台風等により甚大な被害が発生するなど、自然災害は局地化・激甚化の傾向にあり、県内においても、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨により大きな被害が発生している。

県警察では、いかなる大規模災害にも的確に対処するため、これまでの災害対応の経験を踏まえながら、災害に関する危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進するなど、災害対処能力の一層の向上を図っていく必要がある。

公安情勢としては、右翼や極左暴力集団等の勢力のほか、ローン・オフエンダー等がテロ等違法行為を敢行するおそれがある。また、国際テロ情勢に関しても、世界各地でテロが発生するなど、依然として厳しい状況にあるとともに、イスラム過激派組織が我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししており、その脅威は継続している。

さらには、我が国の政府機関や企業に対するサイバー攻撃が、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっている。

加えて、我が国をめぐる国際情勢が劇的に変化する中、経済安全保障の確保等、対日有害活動への対策が重要性を増している。

こうした情勢の中、テロ等重大事案の発生を未然に防止し、公安の維持を図るため、引き続き関連情報の収集・分析、違法行為の取締り、要人警護、重要施設等の警戒警備等、情勢に即した警備諸対策を推進していく必要がある。

(1) 災害対策の推進

ア 初動態勢の確立及び対処能力の向上

大規模災害が発生した際、早期に初動態勢を確立できるよう、平素から職員に対して迅速な参集に係る意識付けを行うとともに、初動対応訓練、災害現場に即した環境での救出救助訓練等を実施し、対処能力の更なる向上を図る。

イ 関係機関等との連携及び広報活動の強化

平素から自治体、消防等と情報共有等を図るほか、合同訓練を実施するなど、大規模災害の発生に備えて関係機関・団体等との連携を一層強化するとともに、地域住民の防災力を高めるための広報活動を強化する。

また、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨によって被災した住民に安心感を与えるための広報活動を強化する。

ウ 装備資機材の充実強化

土砂災害や大雨被害等、個々の災害の特性や、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨での道路寸断を含む被災状況等を踏まえ、災害警備に資する先端

技術を積極的に取り入れるなど、装備資機材の充実強化を推進する。

(2) 警備諸対策の推進

ア 時代の変化を見据えた情報収集・分析の推進と違法行為の取締り

テロ等重大事案の発生を未然に防止するため、社会構造の変容や情勢の変化等、治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について、幅広い情報を収集して的確に分析するとともに、違法行為の取締りを推進する。

イ ローン・オフエンダー等に対する対策の強化

ローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者による違法行為を未然に防止するため、現実空間とインターネット空間の両面における情報収集・分析活動のほか、管理者対策等を強化する。

ウ 官民一体となった対策の推進

(ア) 不特定多数の者が集まる施設等に対する警戒強化

不特定多数の者が集まる施設等において、制服警察官やパトカーによる「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するなど、テロの未然防止に向けた警戒を強化する。

(イ) 爆発物原料対策

爆発物の原料となり得る化学物質等を取り扱っている薬局、ホームセンター、学校等を訪問し、管理強化の要請等を行うほか、販売事業者に対して、販売時の本人確認の徹底依頼、不審な購入者への対処要領の教示を行うなど、爆発物使用テロ事件や爆発物製造事件等を未然防止するための対策を推進する。

(ロ) 宿泊施設等の悪用防止対策

旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業等を営む者に対して、顧客に対する本人確認の徹底、不審者情報の提供依頼を行うなどして、テロリスト等による宿泊施設等の悪用防止を図る。

(ハ) 関係機関等との連携強化

テロ等重大事案の発生を未然に防止するため、関係機関や民間事業者、地域住民等に対し必要な情報提供を行うとともに、緊密に連携して、情報共有や通報連絡体制の強化を図る。

エ 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化

先端技術情報の国外流出など、我が国の国益が損なわれることのないよう、関連情報の収集・分析、違法行為に対する厳正な取締り、企業等へのアウトリーチ活動^(注)、関係機関・団体との連携等の対日有害活動対策を強化する。

(注) 我が国の技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの手口やそれに対する有効な対策について情報提供を行うこと。

オ 要人に対する警護等の強化

主催者等との緊密な連携や、県民の理解と協力を得るための取組、情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを推進するほか、より俯瞰した視点での警護環境の構築を進めるなど、要人に対する警護等を強化する。

カ 重要施設等の警戒警備の徹底

日々変化する厳しい治安情勢を踏まえ、原子力発電所、鉄道等の公共交通機関等において、施設管理者等と緊密な連携を図り、情勢に応じた的確な警戒警備を徹底する。

7 犯罪被害者等支援の充実

令和8年度取組の設定趣旨

犯罪被害者等への支援については、中長期的な充実した支援や性犯罪・性暴力、児童虐待等の潜在化しやすい犯罪被害者等への支援、個々の特性に応じた支援が必要とされており、その中で、警察は、犯罪被害者等と最も密接に関わり、保護する役割を担っている。

県警察においては、犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、「石川県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づき、犯罪被害者等に寄り添った、きめ細かな支援を行うなど、各種施策を総合的かつ計画的に推進しているところ、本県において令和7年9月から開始した「多機関ワンストップサービス」による途切れない支援の提供体制の活性化に向けて、関係機関・団体との相互理解を深めるとともに、犯罪被害者等に対する県民の理解増進等各種取組を一層強化する必要がある。

(1) 犯罪被害者等に寄り添った、きめ細かな支援の推進

ア 個々の事情に応じた適切な支援の実施

犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じた適切な支援を実施する。

イ 公費負担制度の周知と運用

犯罪被害給付制度^(注1)の周知と適正な運用に努めるとともに、公費負担制度^(注2)の積極的な活用を推進する。

(注1) 故意の犯罪行為によって不慮の死を遂げた方の御遺族又は重傷病若しくは一定の後遺障害を負われた方に対して、国が一時金を支給し、精神的・経済的負担の軽減を図る制度

(注2) 犯罪被害者の方やその御家族・御遺族の方の精神的・経済的負担軽減等を目的として、医療費等の経費について公費負担する制度

(2) 途切れない支援の提供と県民の理解の増進

ア 県、市町における条例の制定等に関する協力

県、市町の担当部局に対し、犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定や計画・指針の推進状況等について適切な情報提供を行う。

イ 関係機関・団体との連携・協力の充実・強化及び相互理解の促進

石川被害者等支援連絡協議会をはじめとする関係機関・団体との連携・協力を充実・強化し、相互理解の促進を図るとともに、研修や事例を想定した訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図る。

ウ 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施

県、市町及び（公社）石川被害者サポートセンター等の関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等施策の重要性について、SNSの活用や街頭キャンペーン等による広報啓発活動を推進し、県民の理解増進に努める。

8 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

令和8年度取組の設定趣旨

現在、日本社会が直面している少子化に伴う就職適齢人口の減少や、働き方の変化等を踏まえ、警察においてもマンパワーの維持・向上は今後ますます大きな課題となる。

こうした課題に対処するためには、警察業務の合理化・効率化や人的リソースを一層効果的に活用するための取組のほか、働きやすい職場環境の整備、警察活動への先端技術等の導入等により、有限である人材が県民から真に求められるところで力を発揮できるよう組織運営を最適化することが必要である。

また、警察組織の基盤は「人」であり、時代や情勢の変化に柔軟に対応できる幅広い知識・技能、警察職員としての適性と意欲を有し、職務を通じて成長できる人材を確保する必要がある。

加えて、県民の期待と信頼に応えるため、職員一人一人が、誇りと使命感を持って県民に奉仕するという警察の在るべき姿を保持しながら適正に職務を執行することはもとより、県民から寄せられる警察安全相談や苦情に真摯に対応するなど、県民の立場に立った警察活動を一層推進する必要がある。

(1) 警察力の充実強化

ア 合理的・効率的な組織運営の推進

社会情勢の変化やそれに伴う新たな治安課題に的確に対応するため、これまでの警察署、交番・駐在所等の活動拠点や所属の在り方、業務の実施方法等を見直すなど、創意工夫を凝らした合理的・効率的な組織運営を推進する。

イ ワークライフバランスの推進

男女を問わず、勤務に制約のある職員を含む全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう柔軟な組織運営を図り、仕事と育児・介護等の両立支援や長時間勤務の抑制等によるワークライフバランスを推進する。

ウ 警察職員としての適性と意欲を有する多様な人材の確保

SNS等を活用した情報発信を積極的に行うとともに、オンライン形式、少人数制の就職説明会等、工夫を凝らした採用募集活動を推進し、警察職員の仕事の魅力ややりがいのほか、現に生き生きと働いている職員の姿を伝えることにより、サイバー・デジタル人材をはじめ、時代や情勢の変化に柔軟に対応できる幅広い知識や技能、警察職員としての適性と意欲を兼ね備えた多様な人材の確保に努める。

エ 若手警察職員の早期育成と幹部・指導員の指導力・指揮能力の向上

若手警察職員に対しては、各部門の育成プログラム等による組織的・体系的な教養に加え、現場を想定して行う実戦的総合訓練^(注)等を実施することにより、早期育成を図るとともに、幹部、指導員に対しては、研修の実施及び各種マニュアルの整備等のほか、部下を育てる意識の醸成や風通しの良い職場環境づくりに関する指導教養を行うことにより、指導力や指揮能力の向上を図る。

(注) 第一線の現場の取扱状況や教訓とすべき事案等を題材とした想定に基づき、届出の受理（事案の認知）、現場臨場、職務質問、擬律判断、逮捕、捜査書類の作成等の一連の警察活動をロールプレイング方式により実施又は指揮する訓練をいう。

オ 警察施設及び装備資機材の計画的な整備の推進

警察活動の拠点となる警察署、交番等の警察施設及び車両、装備資機材の計画的な整備を推進し、現場執行力の強化を図る。

カ 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、留置施設に対する効果的な巡回指導及び現場に即した教養・訓練を実施するとともに、留置担当官の高い士気と規律を維持するための施策を徹底するなど、適正な留置管理業務を推進する。

キ 総合的な福利厚生施策の推進

近年、個々の職員の置かれている環境や働き方に対する意識等が多様化する中で、職員一人一人にとって働きやすく、それぞれの力を十全に発揮できる環境の構築に向けた総合的な福利厚生施策を推進する。

ク 総合対処法訓練を主とする術科訓練の充実強化と術科指導員の育成

第一線の職務執行の現場において犯人等の襲撃又は抵抗等に直面した場合に、受傷することなく犯人等を制圧・検挙するため、総合対処法訓練^(注)を推進するなど術科訓練の充実強化を図る。

また、術科指導者専科や各種研修会等を計画的に行い、術科訓練の充実強化に必要な術科指導員の育成を図る。

(注) 逮捕術及び拳銃の訓練により修得した術技を前提として、犯人等の襲撃又は抵抗等に直面した場合の状況判断能力を養うとともに、勤務員相互の連携、装備資機材の効果的活用方策を修得し、受傷することなく犯人等を制圧・検挙するための総合対処技能の向上を図るための訓練をいう。

(2) 警察活動の高度化の推進

ア 警察情報システムの合理化・高度化の推進

社会情勢の変化を見据えながら業務プロセスの見直しを行うなど、情報システムの合理化・高度化を推進する。

イ 警察活動への先端技術の導入

警察活動の更なる高度化を図るため、AIをはじめとする先端技術の活用を推進する。

ウ 行政手続のオンライン化等の推進

県民の利便性向上と行政事務の合理化・効率化を図るため、行政手続のオンライン化等を推進する。

エ 情報セキュリティ対策の着実な推進

社会のデジタル化やサイバー空間における脅威等を踏まえ、警察が保有する情報を漏洩させることのないようきめ細かな情報セキュリティ対策を着実に推進する。

(3) 県民の立場に立った警察活動の推進

ア 警察安全相談に対する適切な対応の推進

近年、犯罪等被害防止や特殊詐欺の予兆等に関する相談が多く寄せられている現状にある。警察安全相談は、住民が気軽に相談できる窓口であることから、相談者の心情等に配慮し、関係機関と緊密に連携しながら適切に対応する。

イ 苦情に対する適切な対応の推進

苦情に対して迅速かつ適切に調査し、職務執行における責任の明確化及び苦情を生かした組織的な業務改善を図る。

ウ 警察署協議会の効果的な運営

管内住民等の意見をより適切に把握し、警察署の業務運営に反映できるよう、警察署協議会の効果的な運営を推進する。

エ 警察活動に関する効果的な広報の推進

警察活動に対する県民の理解と協力を得るため、社会の変化を踏まえつつ、県民の要望を把握した上で、必要な情報について、県警ウェブサイトやSNS等、様々な媒体を活用した積極的な広報を推進する。

オ 被疑者の取調べに対する厳正な監督の推進

不適正な取調べの未然防止のため、取調べ監督部門と捜査部門とが緊密に連絡を取り合うとともに、被疑者の取調べに対する厳正な監督及び職員に対する実効的な指導教養を推進する。

カ 非違事案の未然（再発）防止対策の推進

過去に発生した事例の原因・背景の分析や他の都道府県で発生した非違事案を基に指導教養するなど、非違事案の未然（再発）防止を推進するとともに、監察を通じて、非違事案につながりやすい業務の見直しを図る。

第4 警察予算

1 警察予算の概要

令和8年度当初予算は、政策的な予算の計上を見送る準通年型予算（骨格予算）であるのに加え、国の補正予算に呼応して措置された令和7年度第1次2月補正とともに編成された。

県警察では、本年の県警察重点目標を柱として予算編成しており、被災地におけるきめ細かなパトロール活動や迅速的確な初動捜査、道路の復旧状況に合わせた交通安全施設の整備など、被災地の復旧・復興を支えるための治安対策の推進のほか、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の推進や交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備など、安全で安心して暮らせる石川を実現するため、警察費に約277億3千万円、災害復旧費に約1億3千万円を計上しており、総額は約278億7千万円となっている。

【予算の内訳】

(千円)

区 分	令和8年度当初予算	令和7年度当初予算	増 減
警 察 費	27,733,188	26,606,970	1,126,218
人 件 費 ・ 恩 給 費	23,000,472	21,759,040	1,241,432
物 件 費	4,732,716	4,847,930	△ 115,214
警 察 施 設 費	572,040	705,048	△ 133,008
交 通 安 全 施 設 費	870,563	1,099,188	△ 228,625
一 般 物 件 費	3,290,113	3,043,694	246,419
災 害 復 旧 費	132,280	267,620	△ 135,340
警 察 施 設 災 害 復 旧 費	54,452	112,310	△ 57,858
交 通 安 全 施 設 災 害 復 旧 費	77,828	155,310	△ 77,482
合 計	27,865,468	26,874,590	990,878

令和8年度当初予算には令和7年度第1次2月補正予算分(41,670千円)を含む

2 主要事業

(1) 被災地における復旧・復興を支えるための治安対策の推進

被災地の刑法犯認知件数が再び増加している状況を踏まえ、被災地に設置した防犯カメラの運用経費や「奥能登治安対策センター」を設置するため、活動の拠点となる輪島警察署穴水庁舎の改修費、被災した警察施設や交通安全施設の災害復旧等に要する約3億3千万円の予算を計上している。

(2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

犯罪の起きにくい社会づくりを推進するため、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止広報啓発事業や地域警察の対応力の強化、少年の非行防止や保護対策等に要する約3億300万円の予算を計上している。

(3) サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

安全で安心なサイバー空間を確保するため、サイバー犯罪捜査技能研修や解析用資機材の整備・運用等体制及び人的・物的基盤の強化、県警察と県内事業者等との合同訓練の実施や被害防止等の対策情報発信など、被害防止対策に要する約2千100万円の予算を計上している。

(4) 県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙

県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙に向け、初動捜査における的確な客観証拠の収集や科学技術の活用、暴力団排除活動の推進等に要する約1億3千500万円の予算を計上している。

(5) 交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備

交通死亡事故等の抑止に向け、交通安全教育や交通安全活動の推進、交通事故抑止に資する交通指導取締り、交通信号機や道路標識、道路標示といった交通安全施設の整備等に要する約10億7千400万円の予算を計上している。

(6) 大規模災害への的確な対処

局地化・激甚化する自然災害に的確に対応するため、災害警備訓練の実施や災害警備活動用装備資機材の整備、県警へ「いぬわし」の運用等に要する約9千万円の予算を計上している。

(7) 犯罪被害者等支援の充実

犯罪被害者等への個々の事情に応じた適切な支援を行うため、相談・広報啓発等業務委託費、石川被害者サポートセンターに対する補助金等に要する約1千万円の予算を計上している。

(8) 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

警察力の充実強化のため、時代や情勢の変化に柔軟に対応できる幅広い知識・技能及び警察職員としての適性と意欲を有し、職務を通じて成長できる優秀な人材の確保に向けた取組のほか、金沢東警察署小坂町交番の金沢市小坂町東地内への移転整備、警察施設の機器設備や警察車両の更新等に要する約7億5千300万円の予算を計上している。

3 令和8年度当初予算 警察本部主要事業の概要

事業名	金額	説明
安全で安心して暮らせる石川の実現		
1 被災地における復旧・復興を支えるための治安対策の推進		
(1)被災地での防犯活動の強化【復興基金(県)・復興支援交付金】	1億 9,351万円 (うち2月1次補正 4,167万円)	⑧輪島警察署穴水庁舎を活動拠点とする「奥能登治安対策センター」の設置、防犯カメラの設置・運用(775台)
(2) 警察施設等災害復旧	債務を含め	
・ 警察施設	5,845万円	駐在所など
・ 交通安全施設	7,782万円	交通信号機、道路標識
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進		
(1) 地域の安全安心の確保に向けた取組の推進		
・ 地域の情勢に即した犯罪抑止対策の推進	414万円	片町街頭防犯カメラシステムの運用、防犯協会連合会補助金など
・ 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の推進	750万円	テレビCM等特殊詐欺被害防止広報啓発事業の実施など
(2) 地域警察の対応力の強化		
・ 初動警察活動の強化	2億 8,424万円	通信指令システムの運用など
(3) 少年の非行防止・保護対策の推進		
・ 「非行少年を生まない社会づくり」の推進	695万円	少年補導員等の活動支援、非行少年の立ち直り支援、少年非行防止教室の開催など
3 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進		
・ 体制及び人的・物的基盤の強化	1,932万円	サイバー犯罪捜査技能研修の実施、解析用資機材の整備・運用など
・ 官民連携による各種対策の推進	194万円	民間事業者等との官民連携の合同訓練の実施、被害防止対策広報費など
4 県民の生活の安全を脅かす犯罪の徹底検挙		
(1) 組織犯罪の徹底検挙		
・ 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進	463万円	暴力団対策責任者講習の実施など
・ 来日外国人犯罪の徹底検挙	925万円	国際捜査官養成語学研修費など
(2) 検挙力の強化		
・ 初動捜査における的確な客観的証拠の収集	8,160万円	鑑識用カメラの整備、囑託警察犬の運用など
・ 先端科学技術の活用	3,940万円	科学捜査研究所鑑定機器の運用など

事業名	金額	説明
5 交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備		
(1) 交通安全意識の醸成		
・ 交通安全教育及び交通安全活動の推進	743万円	交通安全フォーラム開催経費、地域交通安全活動の推進、交通安全高齢者自転車大会開催など
・ 飲酒運転の根絶	422万円	デジタル式飲酒検知器の整備など
(2) きめ細かな運転者施策による安全運転の確保		
・ 高齢運転者対策の推進	852万円	高齢者安全運転講習委託料など
(3) 道路交通秩序の維持		
・ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進	8,245万円	交通事故情報管理システム借上料、放置駐車管理システム借上料、交通指導取締り活動機器の運用など
(4) 交通環境の整備		
・ 交通実態の変化等に即した交通規制の推進	1億 865万円	交通規制管理システム借上料、道路交通情報センター委託料など
・ 重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設等の整備	8億 6,269万円	交通の安全と円滑の確保 ・ 信号灯器LED化更新整備 ・ 交通信号機・道路標識・道路標示
6 大規模災害への的確な対処		
○ 災害対策の推進		
・ 初動態勢の確立及び対処能力の向上	9,029万円	災害警備訓練の実施、災害警備用装備資機材の整備、県警ヘリ「いぬわし」の運用など
7 犯罪被害者等支援の充実		
○ 犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かな支援の推進		
・ 個々の事情に応じた適切な支援	701万円	犯罪被害者支援業務委託料、石川被害者サポートセンター補助金など
・ 公費負担制度の周知と運用	294万円	犯罪被害者医療費等公費負担など
8 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進		
(1) 警察力の充実強化		
・ 警察職員としての適性と意欲を有する多様な人材の確保	411万円	警察職員募集広報費、採用試験会場等借上料など
・ 警察施設及び装備資機材の計画的な整備の推進	4億 5,819万円	・ 警察施設整備 金沢東警察署小坂町交番の移転整備 (2か年事業の2年目) 金沢西警察署中央監視設備更新整備など ・ 装備資機材整備 交通取締り四輪車等の更新整備など
・ 総合的な福利厚生施策の推進	3,830万円	カウンセラー相談窓口の設置、ストレス対策事業の実施など
(2) 警察活動の高度化の推進		
・ 警察情報システムの合理化・高度化の推進	2億 5,286万円	㊦刑事手続のIT化に伴う資機材の整備、指紋情報管理システム借上料(再掲)など

第5 令和7年度取組の成果・課題

被災地における復旧・復興を支えるための治安対策の推進

【成果】

- 県内警察署等から特別自動車警ら部隊を派遣し、被災地における警戒・警ら活動を強化
- 移動交番車を輪島警察署及び珠洲警察署に配備し、仮設住宅等への立ち寄りなどにより、地域住民の安全・安心を確保
- 六代目山口組傘下組織幹部らによる復興工事に関連した建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律違反事件を検挙
- 新たに編成した「悪質危険運転者取締りチーム」による飲酒運転等の悪質危険運転者の検挙と死亡事故等重大事故の未然防止対策の推進
- 通学路などの安全確保のため、道路復旧に応じた交通安全施設の整備を推進
- 仮設住宅等の立ち寄り先において特殊詐欺防止等の短時間防犯講習を実施するなど、被災地における犯罪抑止活動を推進
- 地域の共助意識の醸成に向け地域住民を対象とした災害図上訓練等を実施し、地域の防災力を向上

【課題】

- 引き続き、被災地における地域住民の安全・安心を確保するための取組が必要
- 交通事故発生状況や復興フェーズに伴い変化する交通環境に応じた対策の継続実施が必要
- 被災箇所が広域であることから、効果的な交通安全施設の整備のため、自治体や道路管理者との更なる連携強化が必要

犯罪の起きにくい社会づくりの推進

【成果】

- ストーカー・DV・児童虐待事案等の人身安全関連事案に的確に対処

【課題】

- 刑法犯認知件数は前年より減少したが、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害の認知件数は前年を大きく上回り、いずれの被害額も過去最悪となったことから、自治体、関係機関・団体、防犯ボランティア等と連携した、より一層の被害防止対策が必要

サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

【成果】

- 民間事業者と連携の上、被災地においてフィッシング被害等防止に関する広報啓発や闇バイト被害防止に関する特別授業を実施するなど、被害防止対策を推進
- 中国人組織によるクレジットカード情報の不正利用に係る不正アクセス禁止法違反、私電磁的記録不正作出・同供用及び窃盗事件等を検挙
- 県内重要インフラ事業者等に対し、セミナーや個別訪問を通じた意見交換・情報共有を実施したほか、懸念点について指導し、サイバーセキュリティの水準を向上

【課題】

- 高度な専門的知識及び技術を有する人材の確保及び育成

県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

【成果】

- 令和7年に発生した殺人事件、強盗事件を全て検挙
- 物流会社元代表取締役社長らによる融資名目の高額詐欺事件を検挙
- SNSを利用して乾燥大麻やMDMAの錠剤等を密売した薬物密売組織を検挙

【課題】

- 未解決重要事件の継続捜査
- 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りと実態解明

交通死亡事故等の抑止と実態に即した交通環境の整備

【成果】

- 自転車の安全利用に係る道路交通法改正等の動向を踏まえ、関係機関等と連携し交通ルール等の周知を推進
- 交通事故死者の過半数を占める高齢者（65歳以上）に対し、有識者の知見などを踏まえた補償運転等の事故抑止対策を推進

【課題】

- 依然として死者数に占める高齢者（65歳以上）の割合が高いことから、継続した高齢者対策が必要
- 飲酒・無免許運転等をはじめとする悪質・危険な違反に対する取締りや横断歩行者妨害等の交差点関連違反に対する取締りの強化が必要

大規模災害への的確な対処と情勢に即した警備諸対策の推進

【成果】

- 愛子内親王殿下の警衛及び総理大臣等の警護の完遂
- 大規模災害を想定した実戦的な訓練を反復実施し、早期初動態勢の確立を図るとともに、県警察全体の対処能力を向上
- 自治体と情報共有・公表の在り方を見直すとともに、消防、自衛隊及び海上保安庁との合同訓練を積極的に実施するなど、関係機関等との連携を強化
- 救命ボート、救助工具セット等の災害警備活動を支える装備資機材を充実整備

【課題】

- 令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨における反省・教訓事項等を踏まえ、災害対処能力を一層向上させるための取組が必要
- テロ等重大事案を未然に防止して公安の維持を図るため、違法行為の取締り、関連情報の収集・分析等の継続した取組が必要

犯罪被害者等支援の充実

【成果】

- 犯罪被害者等の心情や要望に配慮した適切な支援を実施
- 犯罪被害給付制度の適正な運用及び公費負担制度の積極的な活用を推進
- 会議や研修会等の機会を利用し、関係機関・団体との連携及び協力を推進するとともに「多機関ワンストップサービス」制度の円滑な運用に向けた取組を実施

【課題】

- 引き続き、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、関係機関・団体との連携・協力の充実・強化及び相互理解の促進、県民の理解増進等に向けた取組の一層の強化が必要

警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

【成果】

- 警察行政手続オンライン化システムの運用開始により、オンライン申請可能な手続が大幅に増加するなど、県民の利便性が向上
- 各所属で苦情受理に至った背景や苦情の内容を分析し、速やかに業務改善の検討と措置を講じるなど、苦情を生かした組織的な業務改善を推進
- 石川県警察特定事業主行動計画「IPサポートプラン」に基づき、超過勤務の縮減や休暇取得の促進、仕事と育児・介護等の両立支援を図るなど、働きやすい職場環境の整備を推進
- サイバー・デジタル区分で初めての合格者を出すなど多様な人材を確保

【課題】

- 誇りと使命感を持って県民に奉仕するという警察の在るべき姿について指導教養を徹底することにより、非違事案の未然（再発）防止対策を一層推進
- 石川県警察特定事業主行動計画「IPサポートプラン」に基づく、働きやすい職場環境整備のための取組の実施
- メンタルヘルス不調の予防や早期発見、休業者の職場復帰支援等の総合的なメンタルヘルス対策
- 警察官採用候補者試験の申込者数及び受験者数は、現行の試験制度となった平成10年度以降で最少となっており、工夫を凝らした人材確保方策が必要

第6 各種統計資料（令和7年）

1 警務部関係

【採用試験受験状況の推移（警察官）】

区分		年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
警察官A	受験者(人)		279	274	221	163	235	178	163	176	129	96
	合格者(人)		89	58	59	48	55	51	62	47	43	42
	合格倍率(倍)		3.1	4.7	3.7	3.4	4.3	3.5	2.6	3.7	3.0	2.3
警察官B	受験者(人)		200	146	141	120	146	117	116	87	65	91
	合格者(人)		37	36	23	26	33	26	33	28	25	33
	合格倍率(倍)		5.4	4.1	6.1	4.6	4.4	4.5	3.5	3.1	2.6	2.8
合計	受験者(人)		479	420	362	283	381	295	279	263	194	187
	合格者(人)		126	94	82	74	88	77	95	75	68	75
	合格倍率(倍)		3.8	4.5	4.4	3.8	4.3	3.8	2.9	3.5	2.9	2.5
採用者数(人)			113	75	70	61	68	69	72	62	56	68

【採用試験受験状況の推移（警察行政職員）^(注1)】

区分		年別	令7
大学卒程度 ^(注2)	受験者(人)		48
	合格者(人)		15
	合格倍率(倍)		3.2
高校・短大卒程度	受験者(人)		27
	合格者(人)		8
	合格倍率(倍)		3.4
合計	受験者(人)		75
	合格者(人)		23
	合格倍率(倍)		3.3
採用者数(人)			18

注1：令和7年度から導入されたもの

注2：先行枠を含む

【警察安全相談受理件数の推移】

区分	年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
												件数	率(%)
警察安全相談受理件数		28,754	28,593	31,430	31,411	34,202	36,730	38,982	42,502	46,013	44,265	-1,748	-3.8

【苦情件数の推移】

区分	年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
												件数	率(%)
苦情件数		38	46	21	30	24	34	48	49	38	62	24	63.2

2 生活安全関係

【特殊詐欺被害の阻止状況の推移】

区分 \ 年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
											件数	率(%)
認知件数(既遂)	125	91	51	42	65	28	79	109	128	242	114	89.1
阻止件数	192	155	120	89	152	137	215	343	323	321	-2	-0.6
阻止率(%)	60.6	63.0	70.2	67.9	70.0	83.0	73.1	75.9	71.9	57.2	-14.7	

【ストーカー事案の認知・検挙状況の推移】

区分 \ 年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
											件数	率(%)
認知件数	186	188	168	176	172	159	130	139	143	114	-29	-20.3
検挙件数	26	23	29	18	22	22	28	29	33	25	-8	-24.2

【DVの認知・検挙状況の推移】

区分 \ 年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
											件数	率(%)
認知件数	404	376	396	356	625	755	784	779	776	714	-62	-8.0
検挙件数	91	59	65	81	87	130	111	128	102	103	1	1.0

【児童虐待事案の認知状況の推移】

区分 \ 年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
											件・人	率(%)
認知件数(件)	194	245	305	384	421	497	537	549	462	443	-19	-4.1
通告児童数(人)	331	385	470	596	625	777	852	862	739	732	-7	-0.9

【高齢者虐待事案の認知・検挙状況の推移】

区分 \ 年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
											件数	率(%)
認知件数	88	100	112	97	181	243	269	260	273	189	-84	-30.8
検挙件数	2	2	5	8	21	34	24	15	21	12	-9	-42.9

【子供・女性への声掛け事案等の行為者に対する指導・警告件数の推移】

区分	年別										増減	
	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	件数	率(%)
子供(件)	48	62	43	39	55	76	55	48	50	54	4	8.0
女性(件)	107	112	51	42	68	76	94	60	56	55	-1	-1.8

【風俗関係事犯の検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	件数	率(%)
風営法(件)	15	8	3	10	3	1	1	2	7	12	5	71.4
売春防止法(件)	8	1	3	0	2	0	3	0	2	1	-1	-50.0
条例 ^(注1) (客引き等)(件)	9	14	13	10	6	4	7	6	4	10	6	150.0
その他 ^(注2) (件)	19	11	15	8	1	0	2	41	5	8	3	60.0
計	51	34	34	28	12	5	13	49	18	31	13	72.2

注1：石川県迷惑行為等防止条例をいう。

注2：出入国管理及び難民法（助長罪等）、遊技機等使用賭博等をいう。

【環境事犯・知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移】

区分	年別										増減		
	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	件・人	率(%)	
環境事犯 ^(注1)	件数	85	73	85	105	94	74	48	51	52	46	-6	-11.5
	人員	88	84	92	117	97	75	53	51	53	51	-2	-3.8
知的財産権侵害事犯 ^(注2)	件数	10	8	5	4	35	22	11	13	0	83	83	-
	人員	3	5	4	1	5	5	5	7	0	4	4	-
計	件数	95	81	90	109	129	96	59	64	52	129	77	148.1
	人員	91	89	96	118	102	80	58	58	53	55	2	3.8

注1：廃棄物処理法及び鳥獣保護管理法違反等に係る事犯をいう。

注2：商標法、不正競争防止法及び著作権法違反に係る事犯をいう。

【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】

区分	年別										増減	
	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	人数	率(%)
刑法犯少年 ^(注1)	359	227	164	162	151	174	146	226	223	212	-11	-4.9
うち犯罪少年 ^(注2)	257	140	126	106	102	109	96	170	180	160	-20	-11.1

注1：窃盗、強盗等刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。

注2：罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

【福祉犯の検挙状況の推移】

区分	年別		平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
			件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
検挙総数	件数		93	86	73	93	63	49	48	57	84	78	-6	-7.1
	人員		77	76	68	76	50	39	37	44	51	45	-6	-11.8
児童福祉法	件数		2	1	1	4	1	0	1	0	0	0	0	-
	人員		2	1	1	3	1	0	1	0	0	0	0	-
風俗営業適正化法	件数		1	2	0	5	0	0	0	0	2	3	1	50.0
	人員		1	2	0	2	0	0	0	0	3	6	3	100.0
児童買春・児童ポルノ 禁止法 ^(注1)	件数		29	31	32	36	23	26	23	23	24	28	4	16.7
	人員		21	25	26	25	14	20	16	11	11	11	0	0.0
青少年保護育成条例	件数		57	50	39	45	38	23	24	25	16	14	-2	-12.5
	人員		50	46	39	44	34	19	20	26	13	12	-1	-7.7
その他 ^(注2)	件数		4	2	1	3	1	0	0	9	42	33	-9	-21.4
	人員		3	2	2	2	1	0	0	7	24	16	-8	-33.3

注1：児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律をいう。

注2：労働基準法、性的姿態撮影等処罰法、大麻取締法等をいう。

【サイバー犯罪の検挙状況の推移】

区分	年別		平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
			件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
不正アクセス禁止法 ^(注1)	(件)		2	4	1	4	6	2	2	4	2	4	2	100.0
電磁的記録対象犯罪 ^(注2)	(件)		2	2	14	6	16	4	3	3	3	1	-2	-66.7
上記以外の罪種 ^(注3)	(件)		60	74	81	39	47	80	104	80	119	142	23	19.3
計	(件)		64	80	96	49	69	86	109	87	124	147	23	18.5

注1：不正アクセス行為の禁止等に関する法律をいう。同法では、不正アクセス行為（利用制限された電子計算機にネットワークを通じて他人のIDパスワードを入力して利用可能な状態にする行為）等が禁止されている。

注2：刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした電子計算機使用詐欺や不正指令電磁的記録に関する罪（いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪）をいう。

注3：犯罪の構成要件に該当する行為について、コンピュータ・ネットワークを利用した犯罪をいう。

3 刑事部関係

【刑法犯認知・検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	件・人	率(%)
認知件数(件)	6,202	5,393	4,722	4,508	3,595	3,409	3,842	4,775	5,384	5,376	-8	-0.1
検挙件数(件)	2,684	2,409	2,146	2,246	2,493	2,421	2,241	2,638	3,075	2,598	-477	-15.5
検挙人員(人)	1,687	1,472	1,380	1,428	1,247	1,397	1,282	1,519	1,565	1,550	-15	-1.0
うち少年(人)	257	140	126	106	102	109	96	170	180	160	-20	-11.1
検挙率(%)	43.3	44.7	45.4	49.8	69.3	71.0	58.3	55.2	57.1	48.3	-8.8	

【重要犯罪検挙状況の推移】

区分		年別										
		平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	
殺人	検挙率(%)	80.0	110.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	検挙件数(件)	4	11	8	2	7	4	6	6	2	3	
	検挙人員(人)	2	7	9	5	4	4	5	5	2	2	
強盗	検挙率(%)	88.9	40.0	125.0	100.0	75.0	100.0	80.0	112.5	80.0	116.7	
	検挙件数(件)	8	2	10	3	3	3	4	9	4	7	
	検挙人員(人)	6	7	8	3	7	6	3	13	3	6	
放火	検挙率(%)	100.0	75.0	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	
	検挙件数(件)	3	3	4	5	10	3	1	3	9	-	
	検挙人員(人)	2	4	3	3	7	3	1	2	5	-	
不同意性交等	検挙率(%)	80.0	60.0	112.5	75.0	100.0	120.0	57.1	75.0	88.2	88.9	
	検挙件数(件)	4	3	9	6	10	6	4	12	30	24	
	検挙人員(人)	6	2	9	6	5	10	3	13	30	29	
略取誘拐・人身売買	検挙率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	100.0	133.3	
	検挙件数(件)	4	3	4	3	1	2	1	1	6	4	
	検挙人員(人)	2	2	4	3	1	2	-	3	6	2	
不同意わいせつ	検挙率(%)	105.9	58.7	72.2	77.1	106.7	92.6	95.8	79.5	80.9	86.4	
	検挙件数(件)	36	27	26	27	32	25	23	31	38	51	
	検挙人員(人)	24	16	17	19	23	24	21	27	32	38	
合計	検挙率(%)	98.3	67.1	91.0	82.1	101.6	97.7	86.7	84.9	86.4	89.0	
	検挙件数(件)	59	49	61	46	63	43	39	62	89	89	
	検挙人員(人)	42	38	50	39	47	49	33	63	78	77	
全国	検挙率(%)	76.6	80.3	84.5	85.9	93.7	93.4	87.6	81.8	86.5	86.8	

【重要窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
侵入盗	検挙率(%)	71.6	68.8	64.9	70.3	120.7	86.8	76.0	84.4	51.4	54.4
	検挙件数(件)	491	416	323	430	513	321	314	374	252	332
	検挙人員(人)	112	94	76	94	81	93	87	85	92	107
自動車盗	検挙率(%)	39.1	44.0	70.8	43.8	107.1	111.8	43.8	69.2	81.8	36.7
	検挙件数(件)	18	11	17	7	15	19	7	9	9	11
	検挙人員(人)	12	8	6	7	5	7	1	7	2	6
ひったくり	検挙率(%)	71.4	110.0	60.0	75.0	-	-	50.0	60.0	300.0	-
	検挙件数(件)	5	11	3	3	-	-	1	3	3	-
	検挙人員(人)	4	3	3	2	-	-	-	3	1	-
すり	検挙率(%)	56.3	67.9	46.2	50.0	76.9	66.7	100.0	66.7	90.0	140.0
	検挙件数(件)	18	19	12	15	10	8	8	18	27	7
	検挙人員(人)	15	12	7	8	9	6	8	14	17	6
合計	検挙率(%)	69.0	68.4	64.2	68.7	119.0	87.2	75.2	82.8	54.7	54.3
	検挙件数(件)	532	457	355	455	538	348	330	404	291	350
	検挙人員(人)	143	117	92	111	95	106	96	109	112	119
全国	検挙率(%)	54.6	55.3	60.0	61.3	70.2	73.0	58.2	51.4	55.7	49.9

【住宅対象侵入窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
空き巣	検挙率(%)	64.0	44.3	58.8	52.1	70.1	48.1	113.0	64.2	35.4	55.7
	検挙件数(件)	130	85	90	76	96	38	104	88	51	98
	検挙人員(人)	28	19	21	26	22	22	16	26	23	20
忍込み	検挙率(%)	98.9	107.1	20.0	69.0	267.1	115.4	70.0	45.0	64.1	13.3
	検挙件数(件)	182	165	17	118	195	90	14	9	41	2
	検挙人員(人)	6	7	8	6	13	10	4	4	5	1
居空き	検挙率(%)	100.0	58.8	35.7	43.5	171.4	75.0	200.0	54.5	66.7	75.0
	検挙件数(件)	12	10	5	10	12	6	4	6	6	3
	検挙人員(人)	4	5	2	2	3	3	1	2	4	1

【死体取扱数及び検視官臨場率の推移】

区分	年別											前年比
	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7		
県下の死体取扱数	1,235	1,306	1,331	1,293	1,238	1,338	1,461	1,606	1,737	1,497	-240	
検視官死体取扱数	1,202	1,273	1,268	1,248	1,175	1,289	1,425	1,535	1,679	1,470	-209	
臨場率(%)	97.3	97.5	95.3	96.5	94.9	96.3	97.5	95.6	96.7	98.2	1.5	

【特殊詐欺認知件数及び被害額の推移】

区分	年別											増減	
	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	件・額	率(%)	
認知件数(件)	142	105	61	46	70	30	82	115	128	242	114	89.1	
被害額(万円)	37,756	17,788	16,812	6,036	30,862	2,850	26,484	22,334	32,037	133,032	100,996	315.3	

【特殊詐欺実行犯検挙状況の推移】

区分	年別											増減	
	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	件・人	率(%)	
特殊詐欺	件数	52	47	45	31	68	18	48	47	52	26	-26.0	-50.0
	人員	32	28	32	17	23	15	16	32	33	26	-7.0	-21.2

【助長犯罪の種別検挙状況の推移】

種別		平28		平29		平30		令元		令2		令3		令4		令5		令6		令7	
助長犯罪	盗品等譲受(件)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	口座詐欺(件)	7	8	9	9	14	8	13	8	7	5	5	3	8	6	1	1	2	2	4	3
	犯収法(金融機関本人確認法)(件)	19	14	37	33	24	15	34	21	21	15	18	14	20	11	17	16	29	23	37	30
	携帯電話端末詐欺(件)	0	0	2	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯電話不正利用防止法(件)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計(件)	27	22	48	45	39	24	49	30	28	20	23	17	28	17	18	17	31	25	41	33

【暴力団構成員等の罪種別検挙状況の推移】

罪種別		年別		平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減 件・人
		平28	平29											
総数	件数(件)	171	172	124	152	179	131	195	117	104	103	-1		
	人員(人)	126	133	109	114	102	92	97	101	77	61	-16		
暴行	件数(件)	10	12	9	6	7	9	9	7	4	3	-1		
	人員(人)	8	9	8	4	6	7	8	6	3	2	-1		
傷害	件数(件)	10	8	2	12	10	8	10	9	13	11	-2		
	人員(人)	10	7	3	13	12	9	12	11	13	13	0		
恐喝	件数(件)	3	6	3	2	0	1	3	4	1	3	2		
	人員(人)	7	4	4	1	0	1	2	7	1	3	2		
賭博	件数(件)	0	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0		
	人員(人)	0	13	4	0	0	2	0	0	0	0	0		
窃盗	件数(件)	32	37	15	56	54	47	95	18	26	25	-1		
	人員(人)	12	14	6	18	7	12	18	12	4	7	3		
その他 刑法犯	件数(件)	24	28	36	22	26	28	19	30	21	15	-6		
	人員(人)	33	28	37	34	25	32	15	31	24	9	-15		
覚醒剤	件数(件)	69	41	41	32	32	15	34	9	22	21	-1		
	人員(人)	39	29	29	25	26	11	22	6	16	7	-9		
銃刀法	件数(件)	0	3	1	1	1	3	1	0	0	1	1		
	人員(人)	0	2	1	0	1	3	1	0	0	0	0		
その他 特別法犯	件数(件)	23	33	17	21	49	18	24	40	17	24	7		
	人員(人)	17	27	17	19	25	15	19	28	16	20	4		

【薬物事犯の検挙状況の推移】

区分		年別		平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減 件・人
		平28	平29											
総数	件数(件)	153	104	104	104	141	105	112	126	137	161	24		
	人員(人)	91	70	75	83	102	87	77	79	104	95	-9		
覚醒剤	件数(件)	114	83	68	61	78	44	69	38	57	64	7		
	人員(人)	72	59	49	47	53	30	42	30	42	36	-6		
大麻	件数(件)	26	12	31	38	58	58	39	65	56	84	28		
	人員(人)	16	8	23	30	45	55	33	42	46	54	8		
麻薬等	件数(件)	9	6	5	4	5	1	3	18	19	7	-12		
	人員(人)	3	3	3	6	4	1	1	6	14	2	-12		
指定薬物	件数(件)	4	3	0	1	0	2	1	5	5	6	1		
	人員(人)	0	0	0	0	0	1	1	1	2	3	1		

【拳銃押収丁数の推移】

年 別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減
拳銃押収(丁)	3	9	9	13	4	8	8	4	12	12	0

【来日外国人検挙状況の推移】

罪種別		年別										増減 件・人
		平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	
総数	件数(件)	68	48	62	76	110	148	62	172	165	79	-86
	人員(人)	28	21	40	43	52	38	38	54	67	58	-9
刑法犯	件数(件)	56	41	51	62	87	116	44	143	131	49	-82
	人員(人)	20	14	30	33	42	27	25	33	38	39	1
特別法犯	件数(件)	12	7	11	14	23	32	18	29	34	30	-4
	人員(人)	8	7	10	10	10	11	13	21	29	19	-10

【現場指掌紋採取の推移】

区分	年別										増減	
	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	件数	率(%)
採取件数	2,816	2,660	2,609	2,592	2,225	2,213	2,146	2,124	1,663	1,582	-81	-5
確認件数	321	280	251	285	229	246	215	214	173	138	-35	-20

4 交通部関係

【交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別	昭47	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
													件・人	率(%)
発生件数(件)		8,532	3,541	3,198	2,642	2,408	2,025	1,946	1,987	2,059	1,792	1,879	87	4.9
死者数(人)		183	48	34	28	31	40	26	22	28	30	32	2	6.7
負傷者数(人)		11,725	4,150	3,731	3,085	2,823	2,325	2,225	2,248	2,356	2,037	2,132	95	4.7
内数	重傷者数(人)	-----	383	336	281	286	258	208	243	267	224	282	58	25.9

【自転車交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
												件・人	率(%)
発生件数(件)		475	396	328	313	298	275	280	299	231	262	31	13.4
死者数(人)		9	3	3	5	3	3	4	1	6	0	-6	-100.0
負傷者数(人)		464	388	324	306	293	261	274	296	222	259	37	16.7
内数	重傷者数(人)	97	64	72	53	58	46	51	51	34	41	7	20.6

【飲酒運転による交通事故の推移】

※ 第1当事者又は第2当事者が飲酒（基準値以下を含む。）運転の件数

区分	年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
												件・人	率(%)
発生件数(件)		32	27	40	36	29	18	17	26	25	19	-6	-24.0
死者数(人)		3	2	1	1	5	1	0	2	2	1	-1	-50.0
負傷者数(人)		37	36	47	46	33	25	22	26	33	29	-4	-12.1

【無免許運転による交通事故の推移】

※ 第1当事者又は第2当事者が無免許運転の件数

区分	年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
												件・人	率(%)
発生件数(件)		16	13	6	11	13	4	4	8	11	6	-5	-45.5
死者数(人)		2	0	0	0	1	0	0	0	2	2	0	0.0
負傷者数(人)		21	17	8	12	16	4	4	8	13	4	-9	-69.2

【交通指導取締り件数の推移】

区分	年別										増減	
	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	件数	率(%)
飲酒(件)	232	239	226	242	201	283	340	421	358	634	276	77.1
無免許(件)	158	197	186	164	187	136	177	162	203	226	23	11.3
速度超過(件)	20,033	21,186	21,065	22,497	24,948	22,248	19,723	19,225	12,187	12,778	591	4.8
信号無視(件)	5,465	4,960	3,856	4,459	6,038	3,868	3,988	3,395	3,262	3,652	390	12.0
一時不停止(件)	10,467	11,017	10,919	11,428	15,878	16,142	13,149	13,041	8,787	8,265	-522	-5.9
横断歩行者妨害(件)	253	299	687	1,934	3,066	5,042	5,251	4,636	3,747	2,734	-1,013	-27.0
その他(件)	51,543	50,619	50,794	39,506	27,803	23,821	22,088	19,531	15,489	16,523	1,034	6.7
合計(件)	88,151	88,517	87,733	80,230	78,121	71,540	64,716	60,411	44,033	44,812	779	1.8

【ひき逃げ事件の発生・検挙状況の推移】

区分	年別	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	増減	
												件数(件)	率(%)
死亡	発生(件)	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	-1	-100.0
	検挙(件)	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	-1	-100.0
重傷	発生(件)	3	6	4	7	2	3	5	0	2	9	7	350.0
	検挙(件)	2	5	4	5	2	2	4	1	1	5	4	400.0
軽傷	発生(件)	31	22	20	24	20	17	16	23	21	21	0	0.0
	検挙(件)	20	14	13	17	12	18	14	22	20	19	-1	-5.0
合計	発生(件)	34	28	24	32	24	20	21	23	24	30	6	25.0
	検挙(件)	22	19	17	23	16	20	18	23	22	24	2	9.1